

条例案に関する事業等の概要について

平成26年6月20日

子ども・子育て関連3法の趣旨と主な内容

【子ども・子育て関連3法(平成24年8月公布)の趣旨】

幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に支援

【主な内容】

① 子ども・子育て支援法

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)
及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設
- ・地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

② 認定こども園法の一部を改正する法律

幼保連携型認定こども園の認可・指導監督の一本化

③ 関係法律整備法

児童福祉法など55の関係法律について整備

※これらの法律は、一部を除き、早ければ平成27年4月施行予定

子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援法
～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援
のための仕組み～

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を
担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

確認制度

概要

(1) 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

- 子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする。
- 具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費(委託費)を支払う。

【参考】認定区分

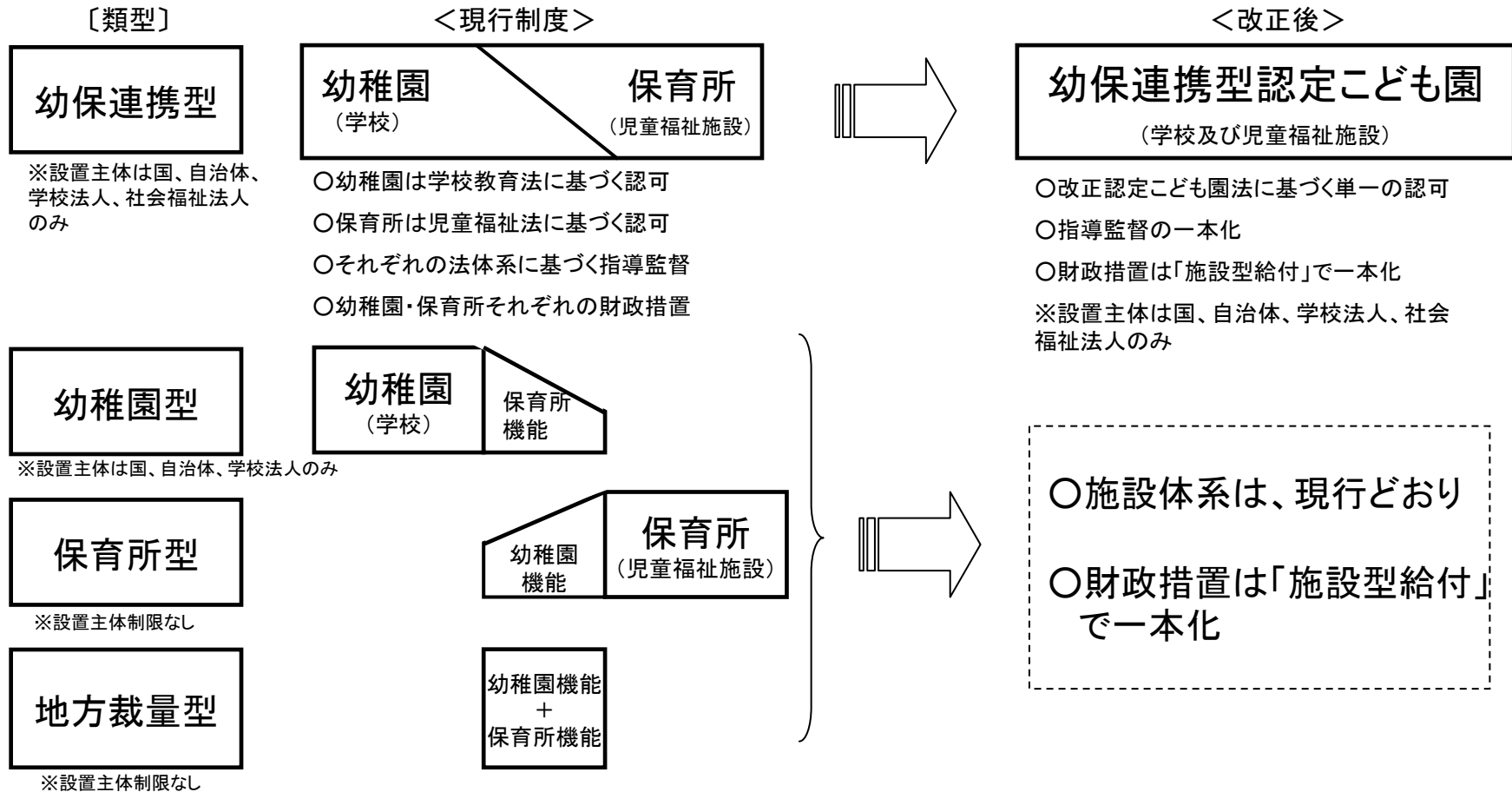
- 19条1項1号に該当する場合：教育標準時間認定
- 19条1項2号に該当する場合：満3歳以上・保育認定
- 19条1項3号に該当する場合：満3歳未満・保育認定
(19条1項2号・3号に該当する場合：保育認定)

(2) 確認制度における運営基準について

- 教育・保育施設、地域型保育事業は、
 - ① 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと
 - ② 子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準(運営基準)を満たすことが求められる。
- このうち、運営基準については、国が定める基準(内閣府令)を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。
- 国が定める基準については、
 - ア 「利用定員」、「施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。
 - イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。

認定こども園法の改正の概要

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保



地域型保育事業(家庭的保育事業等)

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。
 - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
 - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
 - ◇居宅訪問型保育
 - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

地域型保育事業の位置付け

